地方消費税交付金(社会保障財源化分)の充当状況

「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律」が公布され、消費税及び地方消費税の税率が5%から8%に引上げられました。この引き上げに伴い増収となった地方消費税交付金については、全額を「社会保障施策に要する経費」に充当することとされています。

【歳入】地方消費税交付金(社会保障財源化分)

【歳出】地方消費税交付金(社会保障財源化分)が充当された社会保障施策に要する経費

29,007千円 303,404千円

【社会保障施策に要する経費内訳】

(単位 千円)

事 業 名		経費	財源内訳					(, = , , ,
			特定財源			一般財源		備考
			国道支出金	地方債	その他	地方消費税交付金 (社会保障財源化分)	その他	
社会福祉	自立支援給付事業	115,293	80,837	0	0	6,115	28,341	
	保育事業	26,453	3,288	0	11,414	2,086	9,665	
	小 計	141,746	84,125	0	11,414	8,201	38,006	
社会保険	国民健康保健事業	42,508	19,515	0	0	4,081	18,912	国民健康保険特別会計 繰出金
	介護保険事業	94,080	656	0	4,990	15,696	72,738	介護保険特別会計繰出 金(介護保険事業勘定)
	小 計	136,588	20,171	0	4,990	19,777	91,650	
保健衛生	医療給付事業	22,172	6,816	7,000	4,959	603	2,794	
	20歳からの生活習慣病予防事業	2,898	139	0	360	426	1,973	
	小 計	25,070	6,955	7,000	5,319	1,029	4,767	
슴 計		303,404	111,251	7,000	21,723	29,007	134,423	

[※]地方消費税交付金(社会保障財源化分)は、その総額を各事業に要する一般財源の割合に応じて按分して充当しています。